

第5章

環境に配慮すべき事項

この章では、環境基本計画の施策方針を各主体（市民・事業者・行政）がどのようにして展開し、どのような点に配慮すべきかについて、また、各地区においてはどのような点に特に配慮していくべきかについて記載しています。

① 主体別環境配慮指針

② 地区別環境配慮指針

1 主体別環境配慮指針

(1) 市民が行う環境への配慮

■ 市民の役割

市民は、自然環境保全活動への参加等を通じて人と環境との関わりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、資源・エネルギーの節約などにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する役割を担います。

■ 環境への配慮事項

1. 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する

1-1 山々の緑と水を大切にする

- 森林ボランティアへの参加など、地域ぐるみで里山の森林整備活動に協力します。
- 植生や生態系についての勉強会や森林整備体験等を通じて、森林整備の重要性と方法について理解を深めます。

1-2 川や湖沼の水辺と親しみ、これを大切にする

- 水辺を活用した自然体験活動に参加します。

1-3 美しい海岸を大切にする

- 「笹川流れ」に代表される岩石海岸、瀬波海岸に代表される砂浜海岸の美しい自然景観の再生と保全に協力します。
- 海岸線に生育する海浜植物を採取しない、踏み荒らさない、海岸清掃を行うなどにより、貴重な植物を大切に保護します。

1-4 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にする

- 野生動植物の違法な駆除・捕獲・売買、山野草の乱獲、海浜植物の踏み荒らしや外来種の移入を行わないなど、野生動植物を大切に保護し、生物多様性の確保に協力します。
- ブラックバス類（オオクチバス、コクチバス）とブルーギル等の外来魚類の河川・湖沼への再放流は行いません。
- ニホンザルやハクビシンによる農作物への被害が発生した場合には、速やかに市へ通報し、捕獲（駆除）等に協力します。

1-5 農村の自然環境を大切にする

- 環境保全型農業により生産された農産物の購入を通じて、農産物の高付加価値化や地産地消の取り組みに協力します。

2. 清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

2-1 さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）

- 自動車の新規購入あるいは買い換えの際には、ハイブリッド車等低公害車の購入について検討します。
- 基準を満たさない小型簡易焼却炉は使用せず、野焼き等の不法焼却は行いません。
- 日常生活におけるアイドリングストップを励行します。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、生活排水等から発生する悪臭の低減を図ります。

2-2 清らかなおいしい水を守る（水環境の保全）

- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により、生活排水等が原因となる水質汚濁の発生抑制に協力します。
- 高濃度の生活排水は極力流さないなど、身近に実行できる水環境の保全活動を行います。

2-3 土壌と地下水の安全を守る

- 井戸の使用状況についての情報提供に協力します。

2-4 静かで落ち着いた環境を守る

- 日常生活において、近隣騒音の発生を未然に防止します。

2-5 安全安心な生活を確保する

- 山地災害や河川災害の危険箇所に関する情報提供を行い、災害の未然防止に協力します。

2-6 ごみや汚れのない美しいまちを創造する

- ごみの不法投棄は絶対に行いません。
- 地域ぐるみで不法投棄巡回パトロールや不法投棄ごみの処分、草刈等について検討を行い、ごみの不法投棄撲滅に協力します。
- 日常生活に伴うごみの散乱防止に努め、空缶・空きびん・ペットボトルからたばこの吸殻に至るまで、屋外で生じたごみは必ず持ち帰り、適正に分別・処理します。

- クリーン作戦や地域住民による清掃活動に積極的に参加するなど、協働による環境美化活動に協力します。
- ペットを飼う場合、フンの始末を始め飼い主としての責任を果たします。

2-7 資源を大切に作る循環型社会を作る

- 日常生活で発生するごみについて、マイバッグ運動等による減量化の取り組みとごみの正しい分別、ごみの減量化に協力します。

3. 歴史と伝統のある地域社会の中で美しく快適な暮らしを創造する

3-1 歴史と文化を継承し、新たな文化を創造する

- 祭事等の伝統行事や郷土料理などの継承に取り組みます。
- 景観形成地区に在住する市民は、歴史的町並みの風景の維持・継承に配慮して、良好な住環境の形成に協力します。

3-2 快適な暮らしと生活空間を創造する

- 都市公園、児童公園、中州公園等を積極的に利用し、身近な公園の管理に協力します。
- 住宅その他私有地において、花壇やプランターを利用した身近な緑化を行います。

4. 地域から世界を考え地球環境の保全に貢献する

4-1 地球温暖化対策に貢献する

- 市街地間の移動に関しては、公共交通機関の利用を心がけます。
- 節電やエコドライブなど、日常生活の中で身近に実行できる省エネルギー・省資源の取り組みを実行します。
- 住宅への風力・太陽光発電などの新エネルギーの積極的な導入を図ります。

4-2 オゾン層の保護と酸性雨対策に貢献する

- フロンを利用した可能性のある冷蔵庫、エアコン、自動車などを廃棄する際には、その適正処理に協力します。

4-3 ごみによる海洋汚染防止に貢献する

- 河川及び海岸へのごみの不法投棄の撲滅に協力します。
- 国籍不明の不審な海岸漂着物等を発見した際には、手を触れず、速やか

に市へ連絡します。

5. 環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む

5-1 協働体制の確立

- 地域や市民団体等で行われている環境保全活動に積極的に参加します。
- 行政の環境に関わる施策や事業に対して、積極的に協力します。
- 環境の保全に関する取り組みを地域ぐるみで実行できるように、町内や集落に独自の環境保全活動について検討し実行します。

5-2 環境教育・環境学習の実施

- 環境学習をサポートするボランティア活動に協力します。
- 地域における環境保全活動のリーダーの育成に協力するとともに、市民団体等を対象とした講習会に参加し、環境保全への協働の取り組みについて理解を深めます。
- 環境フェスタ等、各種イベントに積極的に参加します。
- 地元産農林水産物の市内消費の拡大に協力します。

5-3 計画の進捗管理体制の整備

- 市民、事業者、行政からなる（仮称）村上市環境基本計画進捗管理委員会には、市民の立場から委員会への情報や意見の提供に協力します。

(2) 事業者が行う環境への配慮

■ 事業者の役割

事業者は、事業活動に際して、公害の防止、事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、省資源、省エネルギーの取り組みや新エネルギーの導入などにより、環境への負荷の低減に努めるとともに、自らが持つノウハウを活かし、市が実施する環境施策に協力する役割を担います。

■ 環境への配慮事項

1. 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ、自然と共生する

1-1 山々の緑と水を大切にする

- 環境保全地域の指定地内において開発等を実施する場合には、市と協力し、自然環境へ影響が及ばないように特に留意し、生態系の保護に努めます。

- 山岳地及び里山において開発等を実施する場合には、森林の生態系や景観などへ配慮します。

1-2 美しい海岸を大切にす

- 「笹川流れ」に代表される岩石海岸、瀬波海岸に代表される砂浜海岸の美しい自然景観の再生と保全に協力します。
- 河口付近や海岸線において開発を行う場合には、抽水植物や海浜植物の保護に留意します。

1-3 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にす

- 開発や造成を行う場合には、市と協力し、生息・生育地の減少、環境悪化などの生態系への影響について調査を行い、その影響が回避あるいは低減されるように、設計・施工上の配慮を行います。

1-4 農村の自然環境を大切にす

- 農業事業者は、農薬や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業、堆肥の有効利用による資源循環型農業に取り組みます。

2. 清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する

2-1 さわやかで気持ちの良い空気を守る（大気環境の保全）

- 事業施設の大気汚染防止のため、ばいじん対策等を徹底し、排出基準を遵守します。
- 自動車の新規購入あるいは買い換えの際には、ハイブリッド自動車等低公害車の購入について検討します。
- 基準を満たさない小型簡易焼却炉は使用せず、野焼き等の不法焼却は行いません。
- 事業活動におけるアイドリングストップを励行します。
- 事業活動により発生する悪臭の発生抑制対策を行います。

2-2 清らかなおいしい水を守る（水環境の保全）

- 事業施設の水質汚濁防止のため、汚濁防止対策を徹底し、排水基準を遵守します。
- 有害化学物質は少量であっても絶対に流さず、高濃度の事業排水も流さないなど、水環境の保全活動を実行します。

2-3 土壌と地下水の安全を守る

- 土壌・地下水汚染防止対策を徹底します。

- 農業事業者は、農薬の適正使用を実行します。
- 井戸の使用状況についての情報提供に協力します。

2-4 静かで落ち着いた環境を守る

- 事業活動に伴う近隣騒音の発生防止対策を徹底します。

2-5 安全安心な生活を確保する

- 有害化学物質を使用する事業所は、PRTRに基づく有害化学物質の運搬・貯蔵・使用状況及び廃棄物の処理状況等に関して情報提供を行います。

2-6 ごみや汚れのない美しいまちを創造する

- ごみの不法投棄は絶対に行いません。
- クリーン作戦や事業所周辺の清掃活動に積極的に参加するなど、協働による環境美化活動に協力します。

2-7 資源を大切に作る循環型社会を作る

- 事業活動により発生する事業系一般廃棄物について、減量化の取り組みと正しい分別により、排出量の減量とリサイクル率の向上に協力します。

3. 歴史と伝統のある地域社会の中で美しく快適な暮らしを創造する

3-1 歴史と文化を継承し、新たな文化を創造する

- 寺社等の歴史的建造物周辺の事業者は、事業所の新改築に際しては、歴史的町並みの風景の維持・継承に配慮した私道整備や施設整備を心がけます。
- 景観形成地区の事業者は、良好な住環境の形成に協力します。

4. 地域から世界を考え地球環境の保全に貢献する

4-1 地球温暖化対策に貢献する

- 節電やエコドライブなど、事業活動の中で身近に実行できる省エネルギー・省資源の取り組みを実行します。
- 事業所への風力・太陽光発電などの新エネルギーの積極的な導入を図ります。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21）の認証取得に積極的に取り組みます。
- 事業者の専門性を活かした先端的環境技術の導入によるグリーン・イノベーションの実現を目指し、研究・開発の可能性を検討します。

4-2 オゾン層の保護と酸性雨対策に貢献する

- フロンを利用した可能性のある業務用冷凍空調機器、冷蔵庫、エアコン、自動車などを廃棄する際には、適正に処理します。

4-3 ごみによる海洋汚染防止に貢献する

- 河川及び海岸へのごみの不法投棄の撲滅に協力します。

5. 環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む

5-1 協働体制の確立

- 環境に関わる施策や事業に対して、積極的に協力します。

5-2 環境教育・環境学習の実施

- 環境学習をサポートするボランティア活動に協力します。
- 事業所の環境担当者を対象とした講習会に参加し、環境保全について理解を深めます。
- 環境フェスタ等、各種イベントに積極的に参加します。
- 地元産農林水産物の市内消費の拡大と安定供給が可能となる消費・生産システムの構築に協力します。
- 農業と商工業の連携によるコミュニティビジネスの起業と振興に参画します。
- 市産材を利用した遊歩道・散策路の整備、住宅・家具・調度品等の生産を促進します。

5-3 計画の進捗管理体制の整備

- 市民、事業者、行政からなる（仮称）村上市環境基本計画進捗管理委員会には、事業者の立場から委員会への情報や意見の提供に協力します。

(3) 行政が行う環境への配慮

■ 行政の役割

行政（市）は、市の環境保全に関する取り組みを推進するけん引役として、本計画の環境施策を中心的に実施するとともに、自らも事業者・消費者として、環境保全に関わる行動を率先して実行する役割を担います。

■ 環境への配慮事項

行政（市）は、事業計画において本計画のすべての施策に主体的に関わり、日常の事務において公共施設での環境への配慮を行います。

① 事業計画における環境への配慮事項

前出の「第4章：計画の具体的な展開」に従います。

【庁内における役割分担】

次ページの行政マトリックスは「第4章：計画の具体的な展開」で施策の内容に記した各施策方針について、主となる施策を実施する課、関連深い施策を実施する課、通常の事務を進める中で取り組む課を示したものです。

現在環境に関する施策を実施している課を中心に示していますが、印のない課についても施策内容に応じて関わっていきます。

② 公共施設での環境への配慮事項

- ・ 省エネルギー対策として、施設内の設定温度を夏期は28℃冬期は20℃とするとともに、クールビズ・ウォームビズを励行します。
- ・ 節電対策として、昼休み時間等での事務室の節電（照明・機器類）の徹底を図るとともに、電気ポット等の使用抑制に心がけます。
- ・ 事務室から排出されるごみ分別を徹底します。
- ・ 資源ごみの本庁独自の定期回収（古紙、プラスチック製容器包装）を実行します。
- ・ エコマーク商品の使用や物品の再利用を促進します。
- ・ 環境美化として、始業前や昼休みなどに施設及び周辺の定期的なごみ拾い等の美化活動を推進します。
- ・ エコドライブの実践に心がけます。
- ・ 本庁舎ノーカーデーを設定し、その実践を図ります。

表 5-1-1 行政マトリックス

施策方針	課名	総務課	財政課	政策推進課	自治振興課	市民課	税務課	環境課	保健医療課	福祉課	介護高齢課	商工観光課	農林水産課	都市整備課	水道局	下水道課	学校教育課	生涯学習課	会計課	議会事務局	農業委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	消防本部・消防署	
1-1-1	森林の植生と生態系の保護							●					●												
1-1-2	山岳地及び里山の森林整備												●					○	○						
1-2-1	水辺の生態系の保護							●					●												
1-2-2	親しみやすい水辺環境の整備											○	○	●				○	○						
1-3-1	海岸地形の保全											○	○	●											
1-3-2	海浜植物の保護							●					○	○											
1-4-1	希少な野生動物の保護							●						○				○							
1-4-2	生物多様性の確保							●																	
1-4-3	人と野生の動植物との共生							●					○	○											
1-4-4	外来種及び害獣対策の推進							●					●												
1-5-1	自然豊かな農地の保全							○					●												
1-5-2	環境に配慮した農業の推進							○	○	○		○	●					○							
2-1-1	大気汚染の防止	△	△	△	△	△	△	●	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2-1-2	悪臭の発生抑制							●				○	○				○								
2-2-1	水質汚濁の防止							●				○	○	○	○	○									
2-2-2	上水道の整備														●										
2-2-3	下水道の整備							●									●								
2-3-1	土壌汚染の防止							●				○	○												
2-3-2	地下水汚染の防止							●				○	○		○										
2-4-1	騒音と振動の軽減							●				○		○											
2-5-1	化学物質による環境汚染の防止							●				○	○												
2-5-2	自然災害の防止	●											○	●											○
2-6-1	ごみの不法投棄の撲滅							●				○	○	○											
2-6-2	ごみの散乱防止							●				○	○	○											
2-6-3	環境美化活動の促進							●				○	○	○				○							
2-7-1	3Rの普及促進	△	△	△	△	○	△	●	△	△	△	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
2-7-2	廃棄物の適正処理の促進							●					○	○		○									
3-1-1	文化財の保護													○			○	●							
3-1-2	歴史景観の保全											○		○				●							
3-1-3	町並みの保全と創造											○	○	●				○							
3-2-1	市民が憩える公園や広場の整備							○		○		○	○	●				○							
3-2-2	快適で人にやさしい生活環境の整備					○		○		○	○	○	○	●											
3-2-3	身近な緑の確保(緑化の推進)	△	△	△		△		○		△	△	○	○	○	△	△	△	○	○						△
4-1-1	温室効果ガス排出量の削減	△	△	△	△	△	△	●	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4-1-2	省エネ・省水対策の推進	△	△	△	△	△	△	●	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4-1-3	CO ₂ 吸収源対策の推進							○					●	○											
4-2-1	オゾン層の保護と酸性雨の防止							●																	
4-3-1	海岸漂着ごみ対策の推進	○						●				○	○	○											
5-1-1	主体間における環境情報の共有化	○		○	○			●				○	○	○				○							
5-1-2	主体間の良好なパートナーシップの形成	○		○	○			●				○	○	○				○							
5-2-1	環境教育・環境学習の積極的な推進							○					○					●							
5-2-2	環境問題に対する意識啓発の推進				○			●				○	○					○	○						
5-2-3	食育と地産地消の推進								○	○		○	●					●	○						
5-3-1	進捗管理計画							●																	
5-3-2	計画進捗管理委員会の設立							●																	

凡例： ●は主となる施策を実施する課 ○は関連深い施策を実施する課
 △は日常の事務において取り組む課

※課名は平成23年4月1日からの名称です。
 環境課は、本計画の担当窓口として計画全体に関わります。